

正な取引に対処するために、国内的及び国際的に適当な措置をとるべきである。

宣言の促進

第 22 条—国家の役割

- a) 各国は、立法上の、行政上の又は他の性質のものであるかを問わず、国際人権法に基づき、この宣言に定める原則を実効的にするためのあらゆる適当な措置をとるべきである。そのような措置は、教育、訓練及び広報の領域における行動により支援されるべきである。
- b) 各国は、第 19 条に定める独立した学際的かつ多元的な倫理委員会の設立を奨励すべきである。

第 23 条—生命倫理教育、訓練及び情報

- a) この宣言に定める原則を促進し、特に若者が科学技術の発展の倫理的な含意をより良く理解することを達成するために、各国はあらゆる段階で生命倫理教育及び訓練を促進し、生命倫理に関する情報及び知識の普及計画を奨励するために努力すべきである。
- b) 各国は、国際的及び地域的な政府間機関、並びに国際的、地域的及び国内の非政府機関のこの取組への参加を奨励すべきである。

第 24 条—国際協力

- a) 各国は科学情報の国際的な普及を促進し、科学技術の知識の自由な流通及び共有を奨励すべきである。
- b) 国際協力の枠組みの中で、各国は文化的及び科学的な協力を促進し、発展途上国が科学知識、関連するノウハウ及びそれより得られる利益を生み出し、共有することに参加する能力を育成できる二国間・多数国間の合意を取り付けるべきである。
- c) 各国は、疾病又は障害、他の個人的、社会的又は環境的条件により脆弱な立場にある者及び最も資源を持たない人々を特に考慮し、国家並びに個人、家族、集団及び地域社会が連帯することを尊重し、促進すべきである。

第 25 条—ユネスコによる事後活動

- a) ユネスコはこの宣言に定める原則の促進及び普及に努める。このため、ユネスコは政府間生命倫理委員 (IGBC) 及び国際生命倫理委員会 (IBC) に助力及び支援を求めるべきである。
- b) ユネスコは生命倫理に関わり、IGBC 及び IBC との協同関係を促進することを再確認する。

最終規定

第 26 条—原則の相互関係及び相補性

この宣言はその全文をもって理解され、各原則は相補的で相互に関連しているものと理解する。適当かつ関連する状況において、各原則は他の原則との関係において考慮される。

第 27 条—原則の適用の制限

この宣言に定める原則の適用が制限される場合には、その制限は、犯罪の捜査、発見及び訴追のため、並びに、公衆衛生の保護、又は他者の権利及び自由を保護するために、法律（公共の安全のための法律を含む。）により行われるべきである。そのようないかなる法律も、国際人権法に適合する必要がある。

第 28 条—人権、基本的自由及び人間の尊厳に反する活動の否定

この宣言のいかなる規定も、いかなる国家、集団又は個人が、人権、基本的自由及び人間の尊厳に反する活動に従事し、又はこれに反する行為を行うための主張を意味するように解釈されない。